



UNITED ARROWS LTD.

第31回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2020年6月19日(金曜日)午後6時

場所 東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル
地下2階 ボールルーム

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である
取締役を除く。)6名選任の件
第3号議案 取締役(監査等委員である
取締役)3名選任の件
第4号議案 取締役(監査等委員である
取締役を除く。)に対する譲渡制限付株
式報酬制度の報酬額改定その他取締役
の報酬額改定の件

株主各位

証券コード 7606
2020年6月1日
東京都渋谷区神宮前三丁目28番1号
(本部オフィス 東京都港区赤坂八丁目1番19号)
株式会社ユナイテッドアローズ
代表取締役 社長執行役員 竹田光広

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3頁から4頁）をご参照いただき、2020年6月18日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

日 時	2020年6月19日（金曜日）午後6時
場 所	東京都渋谷区桜丘町26番1号 セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ポールルーム (末尾の会場案内図をご参照ください。)
目的事項	報告事項 1. 第31期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第31期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役）3名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の報酬額改定その他取締役の報酬額改定の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日の受付開始は午後5時を予定しております。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.united-arrows.co.jp>) に掲載いたします。
- 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.united-arrows.co.jp>) に掲載しております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」なお、これらの事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類に含まれております。
- 議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- 当社では、定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られ、その代理人は1名とさせていただきます。この場合、代理権を証明する書面を当社に提出していただきます。

<新型コロナウイルス感染防止への対応について>

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当社では以下の対応をいたします。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止策の一環として、本年はご来場を見合わせることもご検討くださいますよう、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

- ・接触感染リスク低減の観点から、本年はお土産の配布を取り止めさせていただきます。また、株主総会終了後の懇親会につきましても開催いたしません。
- ・出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの感染症の流行状況やご自身の健康状態にご留意いただくとともに、マスク着用などの感染予防および拡散防止策にご配慮いただき、くれぐれもご無理をなさませぬよう慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・体調不良の有無に関わらず、ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方におかれましても、感染リスク低減のため、本総会へのご出席をお控えいただくよう強く推奨申し上げます。
- ・議決権の行使は、書面またはインターネット等によっても可能ですので、是非ご検討、ご活用ください。
- ・なお、新型コロナウイルスの今後の状況により、運営に関して変更等が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.united-arrows.co.jp/ir/stockinfo/notification.html>) においてお知らせいたしますので、ご来場をご検討の株主様におかれましては、随時ご確認くださいようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法としては、以下の3つがございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2020年6月19日（金曜日）
午後6時（受付開始：午後5時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2020年6月18日（木曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月18日（木曜日）
午後5時受付分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX年XX月XX日

議案日現在のご所有株式数 XX 股

議決権の数 XX 股

1. _____

2. _____

ログイン用QRコード

ログイン
XXXXXXXX-XXXX-XXXX
見本
XXXXXXXX
XXXXXXXX

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案および第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案および第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

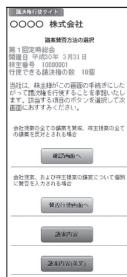
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

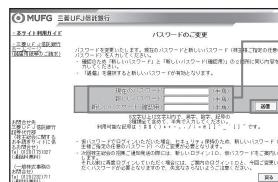
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類

金銭

**配当財産の割当てに関する事項
およびその総額**

当社普通株式1株につき 61円

配当総額 1,730,895,130円

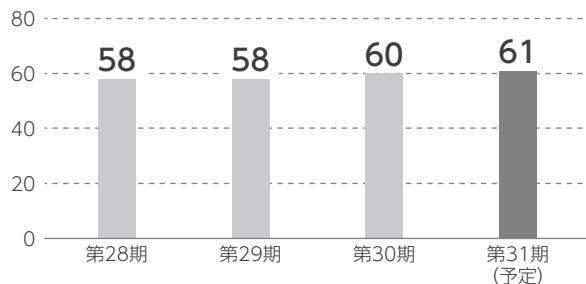
剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月22日

<ご参考>

配当金の推移

(単位：円)



配当方針

当社は、業績に連動した安定的な配当を実施することで、株主の皆様に対する利益還元の充実を目指すことを配当の基本方針としております。

なお、当期の期末配当は、前期（60円）に比べ、1株につき1円の増配となります。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の竹田光広、藤澤光徳、小泉正己、東浩之、松崎善則および木村竜哉の6氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任の候補者1名を含む合計6名の取締役の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	
1	たけだ みつひろ 竹田 光広	代表取締役 社長執行役員	再任
2	ふじさわ みつのり 藤澤 光徳	取締役 専務執行役員 海外事業担当	再任
3	ひがし ひろゆき 東 浩之	取締役 常務執行役員 戦略・人事担当	再任
4	まつざき よしのり 松崎 善則	取締役 常務執行役員 第一事業本部 本部長	再任
5	きむら たつや 木村 竜哉	取締役 常務執行役員 第二事業本部 本部長	再任
6	なか い ようこ 中井 陽子	—	新任

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者

1

候補者
番号

再任

たけだ みつひろ
竹田光広

1963年4月13日生

取締役会への
出席状況 | 18/18回 (100%)

所有する
当社株式の数 | 63,282株

略歴、当社における地位、担当

1986年 4月 兼松江商株式会社入社
2004年 4月 兼松繊維株式会社 欧米輸入製品部 部長
2005年 9月 当社入社
2006年 7月 当社ブランドビジネス本部 本部長
兼 ブランドビジネス部 部長
2008年 7月 当社上席執行役員 事業開発本部 本部長
2010年 4月 当社上席執行役員 第一事業統括本部
統括本部長 兼 BB本部 本部長
2010年 6月 当社取締役 常務執行役員 第一事業統括本部
統括本部長 兼 BB本部 本部長
2011年 4月 当社取締役 副社長執行役員 第一事業統括本部
統括本部長 兼 BB本部 本部長
2012年 4月 当社代表取締役 社長執行役員 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社コーエン 代表取締役 会長
株式会社フィーゴ 代表取締役 会長
CHROME HEARTS JP合同会社 職務執行者

取締役候補者の選任理由

当社入社以降、ブランドビジネス部 部長、事業開発本部長を歴任し、クロムハーツ (CH) のブランドビジネスや新規事業開発を推進し、取締役就任後は第一事業統括本部長として、ユナイテッドアローズ (UA) ・ビューティアンドユース (BY) ・CH等の主力事業の成長・発展に寄与するとともに、副社長執行役員に就任後は、実質的な経営トップとして安定的な業績の向上につなげてまいりました。その後、代表取締役 社長執行役員に就任し、当社の経営の最重要意思決定および業務執行を統括するなどの役割を果たし、全事業部門を直接管轄下に置き組織改革を推進するとともに、中期計画をまとめ、グループ全体の改革を統括しております。また、前職の商社において、二度にわたるイタリア駐在を含めた欧米・アジア等グローバルでの海外ビジネス経験を有し、当社の国際化をリードする知見も有しております。

以上の経歴・実績等を踏まえ、当社の中長期的な企業価値の向上を実現するため、引き続き取締役候補者といたしました。

2

候補者
番号

再任

ふじ さわ みつ のり
藤澤光徳

1966年6月5日生

取締役会への
出席状況

18/18回 (100%)

所有する
当社株式の数

37,267株

略歴、当社における地位、担当

1990年 3月 当社入社
 2005年 10月 当社GLR本部 本部長
 2008年 7月 当社上席執行役員 GLR本部 本部長
 2010年 4月 当社上席執行役員 第二事業統括本部
 統括本部長 兼 GLR本部 本部長
 2010年 6月 当社取締役 常務執行役員 第二事業統括本部
 統括本部長 兼 GLR本部 本部長
 2011年 4月 当社取締役 専務執行役員 第二事業統括本部
 統括本部長 兼 チャンネル開発本部担当
 2018年 4月 当社取締役 専務執行役員 事業インフラ担当
 2019年 4月 当社取締役 専務執行役員 海外事業担当 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社コーエン 代表取締役 社長

取締役候補者の選任理由

当社入社以降、商品・販売面での多岐にわたる経験を経て、現在の主力事業の一つであるグリーンレーベルリラクシング (GLR) の事業立ち上げを責任者として推進し、同事業の本部長に就任した後も順調にGLR事業の拡大に貢献いたしました。その実績から取締役就任し、第二事業統括本部長としてGLR本部、スモールビジネスユニット (SBU) 本部、アウトレット本部等の発展にも寄与し、その後、商品戦略本部、事業支援本部、Eコマース (EC) 、物流、マーケティング等の事業インフラ全般および当社の海外事業全般の担当と台湾子会社の代表を歴任いたしました。また、主力グループ会社である株式会社コーエンの代表取締役 社長としての職責も十分に果たしております。

以上の経歴・実績等を踏まえ、当社の中長期的な企業価値の向上を実現するため、引き続き取締役候補者といたしました。

招集
通知株主
総会
参考
書類事業
報告連結
計算
書類計算
書類監査
報告

3

候補者
番号

再任

ひがし ひろ ゆき
東 浩之

1965年8月28日生

取締役会への
出席状況 | 18/18回 (100%)

所有する
当社株式の数 | 33,504株

略歴、当社における地位、担当

1988年 4月 株式会社ワールド入社
1996年 3月 当社入社 社長室 人事課 課長
2000年 4月 当社人事部 部長 兼 経営戦略部 部長
2004年 8月 当社経営管理本部 副本部長
兼 経営管理本部 経営戦略グループ グループ長
2005年 10月 当社社長室 室長
2006年 7月 当社UA本部 副本部長
2008年 4月 当社UA本部 本部長
2008年 7月 当社上席執行役員 UA本部 本部長
2012年 6月 当社取締役 常務執行役員 第一事業統括本部
統括本部長
2018年 4月 当社取締役 常務執行役員 戦略・人事担当 (現任)

重要な兼職の状況

台湾聯合艾諾股份有限公司 董事長
悠艾（上海）商貿有限公司 董事長

取締役候補者の選任理由

当社入社以降、人事、経営企画、社長室等、要職の責任者に就任し、人事制度の整備や経営理念体系の確立および浸透に寄与いたしました。そして当社の主力事業の一つであるUA事業の本部長に就任し、同事業の成長拡大を推進いたしました。その実績から取締役就任し、第一事業統括本部 統括本部長としてUA本部・BY本部・CH本部等の発展に貢献いたしました。その後、中期経営計画の立案等を中心とする戦略・人事の分野を担当し、現在は中国子会社および台湾子会社の代表としての職責も十分に果たしております。

以上の経歴・実績等を踏まえ、当社の中長期的な企業価値の向上を実現するため、引き続き取締役候補者といいたしました。

4

候補者
番号

再任

まつ ざき よし のり
松崎 善則

1974年2月22日生

取締役会への
出席状況

18/18回 (100%)

所有する
当社株式の数

4,358株

略歴、当社における地位、担当

- 1998年 4月 当社入社
 2005年 10月 当社UA本部 UA販売部 部長
 2008年 4月 当社BY本部 副本部長 兼 事業戦略部 部長
 2012年 4月 当社第一事業統括本部 BY本部 本部長
 2012年 7月 当社執行役員 第一事業統括本部 BY本部 本部長
 2014年 4月 当社上席執行役員 第一事業統括本部 BY本部 本部長
 2018年 4月 当社上席執行役員 第一事業本部 本部長
 2018年 6月 当社取締役 常務執行役員 第一事業本部 本部長
 (現任)

取締役候補者の選任理由

当社入社以降、事業部門において、店長、販売課長、販売部長、販売戦略部長とキャリアを重ね、BY本部の副本部長に就任いたしました。その後、BY本部 本部長に就任し、BY事業を当社最大の事業へと発展させ、成長拡大を推進いたしました。現在、第一事業本部 本部長という要職に就任し、トレンドマーケット向けの全事業の統括を担当しております。

以上の経歴・実績等を踏まえ、当社の中長期的な企業価値の向上を実現するため、引き続き取締役候補者といたしました。

招集
通知株主
総会
参考
書類事業
報告連結
計算
書類計
算
書
類監
査
報
告

5

候補者
番号

再任

きむら たつ や
木村 竜哉

1976年10月7日生

取締役会への
出席状況 | 18/18回 (100%)

所有する
当社株式の数 | 4,358株

略歴、当社における地位、担当

- 2002年 1月 当社入社
- 2008年 4月 当社GLR本部 販売統括部 部長
- 2011年 7月 当社第二事業統括本部 GLR本部 副本部長
兼 販売統括部 部長
- 2016年 4月 当社執行役員 GLR本部 本部長
- 2017年 4月 当社上席執行役員 GLR本部 本部長
- 2018年 4月 当社上席執行役員 第二事業本部 本部長
- 2018年 6月 当社取締役 常務執行役員 第二事業本部 本部長
(現任)

取締役候補者の選任理由

当社入社以降、GLR事業において、店長、販売課長、運営課長、SP（セールスプロモーション）課長、販売統括部長とキャリアを重ね、その実績からGLR本部 副本部長を経て本部長に就任し、一貫してGLR事業の成長拡大に寄与し、当社の主力事業へと発展させ、成長拡大を推進してまいりました。現在、第二事業本部の本部長という要職に就任し、ミッドトレンドマーケット向けの全事業を統括し、担当しております。

以上の経歴・実績等を踏まえ、当社の中長期的な企業価値の向上を実現するため、引き続き取締役候補者といたしました。

6

候補者
番号

新任

なか い よう こ
中井陽子

1968年7月20日生

取締役会への
出席状況

一回

所有する
当社株式の数

一株

略歴、当社における地位、担当

- 1991年 4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社
 1996年 7月 O・E・C・D（経済協力開発機構） コンサルタント
 2000年 8月 株式会社イーピクチャーズ設立 代表取締役
 2006年 12月 株式会社IMJモバイル 取締役
 2007年 12月 株式会社イグジスト・インタラクティブ 取締役
 2008年 6月 株式会社サイバード・インベストメント・パートナーズ
 取締役
 2008年 7月 株式会社サイバードホールディングス
 （現株式会社サイバード） 執行役員
 株式会社サイバード 取締役
 株式会社JIMOS 取締役
 2008年 10月 株式会社サイバードホールディングス 取締役
 2016年 9月 株式会社リフト設立 代表取締役（現任）
 2017年 2月 株式会社イオレ 取締役 経営管理部管掌
 2019年 6月 株式会社イオレ 取締役 経営管理部門管掌
 （2020年6月退任予定）

重要な兼職の状況

株式会社リフト 代表取締役

取締役候補者の選任理由

これまでの職歴において、コンサルタントとして、通信・インターネット・コンテンツ事業の戦略立案と実行をし、また、国内外問わず、著作権・税務・消費者保護などの多岐にわたる分野の業務に従事し、自らインターネット関連のベンチャー企業を立ち上げた経験もあります。その後、取締役 CFOとして、中期経営戦略の策定、M&A戦略の策定と実行、子会社売却を含むリストラクチャリング、MBOローンのリファイナンスなどの財務基盤の強化策を実施し、また、人事制度改革、内部監査室の立ち上げ、BPO策定を実行するなど、ガバナンス強化に寄与する各種施策を主導いたしました。直近の職歴においては、取締役 経営管理部門担当役員として、上場準備を主導し、上場後は経理管理部門および人事労務部門を管掌するとともに、個人投資家・機関投資家説明会を担当する等のIR戦略も担いながら、予算策定、財務戦略立案、M&A戦略立案等の多様な業務にも並行して従事しておりました。

以上の経歴・実績等を踏まえ、当社の中長期的な企業価値の向上を実現するためのCFO担当、ならびに管理部門およびデジタル推進部門を統括するにふさわしい人物として、新たに取締役候補者といたしました。

(注) 取締役候補者竹田光広氏は、株式会社コーエンおよび株式会社フィーゴの代表取締役会長ならびにCHROME HEARTS JP合同会社の職務執行者を、取締役候補者藤澤光徳氏は、株式会社コーエンの代表取締役社長を、取締役候補者東浩之氏は、台湾聯合艾諾股份有限公司および悠艾（上海）商貿有限公司の董事長をそれぞれ兼務しており、当社はこれらの会社との間に、商品売買取引および業務委託取引等の関係があります。また、取締役候補者中井陽子氏は、株式会社リフトの代表取締役を兼務しておりますが、当社は株式会社リフトとの間に取引関係は無く、同氏との間に特別の利害関係はありません。その他、各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役）3名選任の件

当社取締役（監査等委員である取締役。以下、本議案において同じ。）の酒井由香里、石綿学および西川英彦の3氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任の候補者1名を含む合計3名の取締役の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位			
1	さかい ゆかり 酒井 由香里	常勤監査等委員	再任	社外	独立
2	にし かわ ひで ひこ 西川 英彦	監査等委員	再任	社外	独立
3	くら はし ゆう さく 倉橋 雄作	-	新任	社外	独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

1

候補者
番号

再任 社外 独立

さか い ゆ か り
酒井由香里

1968年6月23日生

略歴、当社における地位、担当

- 1991年 4月 野村證券株式会社入社（1997年9月に退職）
 1999年 9月 キャピタルドットコム株式会社
 （現イー・リサーチ株式会社）設立に参画
 2001年 5月 株式会社コーポレートチューン設立に参画
 2005年 1月 同社取締役就任
 2005年 6月 当社常勤社外監査役
 2013年 9月 株式会社ビューティ花壇 社外監査役（現任）
 2016年 6月 当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）
 2019年 3月 株式会社ユーザベース 社外取締役（監査等委員）
 （現任）

取締役会への
出席状況 | 18/18回（100%）監査等委員会
への出席状況 | 14/14回（100%）所有する
当社株式の数 | 一株

重要な兼職の状況

株式会社ビューティ花壇 社外監査役
株式会社ユーザベース 社外取締役
（監査等委員）社外取締役
在任年数 | 4年（本総会最終時）監査等委員
在任年数 | 4年（本総会最終時）

社外取締役候補者の選任理由

取締役候補者酒井由香里氏は、社外取締役候補者であります。同氏は財務・会計の知識を含む豊富な金融関連知識およびダイバーシティの観点からの多様な視点とともに、他社の取締役、監査役等の経験を活かすことにより、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。なお、同氏は当社の主幹事証券会社である野村證券株式会社の在籍経験がありますが、既に同社を退職してから20年以上の期間が経過しており、同氏において、同社との間では何らの取引関係その他の関係も有していないこと、同社自体、当社の主要な取引先でも、当社を主要な取引先とする者でもないことから、上記経歴における同社の影響は存さず、同氏の独立性に問題はないと判断しております。同氏は、社外取締役として4年間、監査等委員会および指名・報酬等委員会の委員長として4年間務めており、当社のコーポレートガバナンス体制の強化に向け、主導的な立場で関与いただきました。次の任期においても、指名・報酬等委員会委員長として、より中長期的な企業価値向上に資するガバナンス制度の改革ならびにサステナビリティの推進に係るモニタリングにご尽力いただきたいと考えております。これらの実績または当社における監査活動の実効性に関する貢献度等に加え、当社の他の社外取締役の在任年数とのバランスの観点から、同氏を社外取締役（監査等委員）として選任をお願いするものであります。

2

候補者
番号

再任 社外 独立

にし かわ ひで ひこ
西川英彦

1962年8月27日生

略歴、当社における地位、担当

1985年 4月 株式会社ワールド入社
 2000年 7月 ムジ・ネット株式会社 営業部長 兼 業務部長
 2001年 4月 ムジ・ネット株式会社 取締役
 2005年 4月 立命館大学経営学部 助教授（2007年4月准教授）
 2008年 4月 立命館大学経営学部 教授
 2010年 4月 法政大学経営学部 教授
 兼 大学院経営学研究科 教授（現任）
 2012年 8月 日本マーケティング学会 常任理事
 2015年 4月 法政大学大学院 経営学研究科長
 2015年 6月 当社社外取締役
 2015年10月 株式会社碩学舎 代表取締役（現任）
 2016年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
 2017年 4月 日本マーケティング学会 副会長（現任）
 2019年11月 株式会社島忠 社外取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者の選任理由

取締役候補者西川英彦氏は、社外取締役候補者であります。同氏はファッション業界および小売業界での豊富な業務経験があることに加え、マーケティングを専門とする大学教授として、グローバルに学術活動を展開し、幅広い学識的な知見を有しております。同氏は、社外取締役として5年間、また監査等委員会および指名・報酬等委員会の委員として4年間務めていたが、これまでの経験、知識等を当社の健全かつ効率的な経営の推進に活かしていただきました。今後も、継続してこれらの知見等を活かしていただきたいため、社外取締役（監査等委員）として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役在任年数は、本総会の終結の時をもって5年であります。

取締役会への
出席状況 | 18/18回（100%）監査等委員会
への出席状況 | 14/14回（100%）所有する
当社株式の数 | 一株

重要な兼職の状況

法政大学経営学部 教授
 兼 大学院経営学研究科 教授
 株式会社碩学舎 代表取締役
 日本マーケティング学会 副会長
 株式会社島忠 社外取締役
 （監査等委員）

社外取締役
在任年数 | 5年（本総会終結時）監査等委員
在任年数 | 4年（本総会終結時）

3

候補者
番号

新任 社外 独立

くら はし ゆう さく
倉橋 雄作

1980年10月29日生

略歴、当社における地位、担当

- 2007年12月 弁護士登録 中村・角田・松本法律事務所入所
- 2013年10月 オックスフォード大学大学院修了
(Law and Finance)
- 2015年 1月 中村・角田・松本法律事務所パートナー弁護士
(現任)
- 2019年 6月 兼松株式会社 社外監査役 (現任)

取締役会への
出席状況 | 一回監査等委員会
への出席状況 | 一回所有する
当社株式の数 | 一株

重要な兼職の状況

中村・角田・松本法律事務所
パートナー弁護士
兼松株式会社 社外監査役

社外取締役
在任年数 | 一年監査等委員
在任年数 | 一年

社外取締役候補者の選任理由

取締役候補者倉橋雄作氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、弁護士の資格を有しており、現在、中村・角田・松本法律事務所のパートナー弁護士として、訴訟等の紛争案件、M&A、企業再編、企業法務に従事し、特にコーポレートガバナンスに関する深い知見を有しております。また、企業不祥事案件の第三者委員会として参画するなど、調査、経営責任の明確化、抜本的な体制刷新に関与した経験を持っております。同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、これらの豊富な経験、知識等を当社のコーポレートガバナンスや内部統制システムの強化などに活かすことができるものと考え、社外取締役（監査等委員）として選任をお願いするものであります。なお、同氏は当社の定める独立役員の実独立性判断基準（※株主総会参考書類末尾）を満たしております。

- (注) 1. 酒井由香里氏、西川英彦氏および倉橋雄作氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性の基準および後記（株主総会参考書類末尾）の「当社の独立役員の独立性判断基準」のいずれも満たしております。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、酒井由香里氏および西川英彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、酒井由香里氏および西川英彦氏の再任が承認された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、倉橋雄作氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、酒井由香里氏および西川英彦氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。なお、酒井由香里氏および西川英彦氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、倉橋雄作氏につきましても同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の報酬額改定その他取締役の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）の報酬額につきましては、2017年6月22日開催の第28回定時株主総会において、金銭報酬額を年額400百万円以内（なお、使用人兼務の場合の使用人分の給与は含みません。）とする旨のご承認をいただいております。また、同定時株主総会では譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入についてもご承認いただき、今日に至っております。なお、本制度に基づき対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額は、上記の金銭報酬額とは別に年額300百万円以内、対象取締役が交付を受ける当社株式の総数は年12万株以内とご承認をいただいております。

今般、当社は役員報酬制度の見直しを行い、当社の中長期的な企業価値向上に向けた取り組みを強化し、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、本制度の改定をしたいと存じます。

なお、2017年6月22日開催の第28回定時株主総会においてご承認いただいたとおり、本制度に係る対象取締役の報酬額は、原則として中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する予定です。中期経営計画の対象期間である3事業年度の途中で就任した対象取締役に對しては、その就任時点から中期経営計画の対象期間である3事業年度の末日時点までの期間にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給することを想定しております。

また、上記報酬の各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、指名・報酬等委員会の審議を経たうえでその意見を尊重して、取締役会において決定するものいたします。

また、本制度の改定は後述の金銭報酬債権の報酬額の変更を含みますが、対象取締役の報酬を実質的に増額するものではないため、本制度の改定に伴い上記の金銭報酬額を減額する旨の改定もさせていただきたいと存じます。

なお、本制度の対象となるのは監査等委員である取締役を除く取締役であるところ、現在の監査等委員である取締役を除く取締役は6名（うち社外取締役0名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役を除く取締役の員数は引き続き6名（うち社外取締役0名）となります。

<改定の内容>

(1) 本制度に係る金銭報酬債権の報酬額および付与株式数の上限の改定

対象取締役の報酬構成につきまして、中長期業績に連動する報酬の割合を高めることに伴い、対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額の上限を年額300百万円以内から年額450百万円以内と改定し、対象取締役が交付を受ける当社株式（以下「割当株式」といいます。）の総数は年12万株以内から年30万株以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、本制度に係る金銭報酬債権は中期経営計画の初年度に対象期間である3事業年度分を一括して支給することを想定しており、中期経営計画の対象期間を按分して算出する場合、実質的には本制度における1事業年度の報酬額は150百万円以内（1事業年度あたり50百万円の増額）、割当株式は10万株以内（1事業年度

あたり6万株以内の上限アップ)と評価できると考えます。

(2) 対象取締役の金銭報酬額の改定

本制度に係る対象取締役の報酬額を上記(1)のとおり改定させていただくに伴い、金銭報酬額を年額400百万円以内から、上述の本制度における1事業年度の報酬額の実質的な増加額である50百万円を減額し年額350百万円以内(使用人兼務の場合の使用人分の給与は含みません。)と改定させていただきたいと存じます。

(3) 業績評価指標の改定

本制度における業績評価指標は中期経営計画に掲げる連結経常利益額および連結自己資本利益率(ROE)その他対象となる中期経営計画ごとに当社の取締役会においてあらかじめ設定する業績評価指標でご承認をいただいておりますが、当該指標の見直しを行わせていただき、連結経常利益額に代えて連結営業利益額に改定させていただきたいと存じます。

<改定後の本制度の内容>

(1) 概要

本制度は、対象取締役に譲渡制限付株式を付与するために、対象取締役に対し、原則として中期経営計画の対象期間の初年度に用途を特定した金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として当社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を発行または処分(以下「交付」といいます。)し、これを保有させるものです。ただし、当社は、対象取締役との間で、下記(4)記載の内容の譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結し、対象取締役は本割当株式(下記(4)①において定義いたします。)を本割当契約に定める一定の期間(下記(4)①記載の譲渡制限期間)中は自由に譲渡等(下記(4)①において定義いたします。)をすることができないものとし、譲渡制限期間内に所定の業績を達成した場合には、その達成度合いに応じて本割当株式の譲渡制限(下記(4)①において定義いたします。)が解除され、譲渡制限が解除されなかった本割当株式は無償で当社に返還(譲渡)するものいたします。このようにして、対象取締役に対して、所定の業績達成へのインセンティブを付与いたします。譲渡制限期間および下記(4)②記載の業績達成条件その他本制度の運用全般に関する事項については、指名・報酬等委員会の審議を経たうえでその意見を尊重して、取締役会において決定いたします。

(2) 本制度に係る金銭報酬債権の報酬額および付与株式数の上限

対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額の上限は年額450百万円以内とし、対象取締役が交付を受ける当社株式の総数は年30万株以内とします。ただし、本総会終了後、当社株式の株式分割または株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、本割当株式の総数を合理的に調整するものいたします。

(3) 1株当たりの払込金額

1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)等、本制度により当社株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

(4) 本割当契約において定める内容の概要

① 譲渡制限期間

当社の取締役会において3年の間であらかじめ定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）中、対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分（以下「譲渡等」といいます。）をしてはならないものといたします（以下「譲渡制限」といいます。）。

② 業績達成による譲渡制限の解除

譲渡制限期間における当社の連結営業利益額および連結自己資本利益率（ROE）の達成度その他対象となる中期経営計画ごとに当社の取締役会においてあらかじめ設定した業績達成度（以下、かかる業績達成度に応じた譲渡制限を解除する条件を「業績達成条件」といいます。）に応じて、本割当株式について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除し、その後、対象取締役は、譲渡制限を解除された本割当株式を自由に譲渡等できるものといたします。ただし、対象取締役による株式保有を促進する観点から、本割当株式の一定割合については、業績達成度にかかわらず、原則として譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されるものといたします。また、かかる譲渡制限の解除は、原則として、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあることを条件といたします。

なお、対象取締役は、譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を無償で当社に返還（譲渡）するものといたします。

③ 退任時の取扱い

対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、対象取締役は、本割当株式を当社に無償で返還（譲渡）いたします。正当と認める理由がある場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整いたします。

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して、当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整いたします。

⑤ その他取締役会で定める事項

本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容といたします。

以上

(ご参考)

本議案をご承認いただきますと役員報酬は以下のとおりとなります。

1. 基本的な考え方

当社の役員報酬は業績向上による持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資することを基本方針とし、役割、職務、職位に見合う報酬基準および報酬構成となるよう設計しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち代表取締役を含めた業務執行取締役の報酬は、役割、職務、職位の報酬基準に基づいて設定した固定報酬、各事業年度の会社業績や個々が設定する業務目標の達成度等の短期業績を反映した役員賞与、中長期業績を反映した譲渡制限付株式報酬により構成しております。また、監査等委員である取締役の報酬については、役割、職務の内容を勘案し、固定報酬のみとしております。

2. 報酬水準

取締役の報酬等については、第三者による企業経営者の報酬に関する調査に基づき、同業他社または、同規模の他社の報酬水準をベンチマークして決定しております。

3. 報酬の決定プロセス

独立社外取締役の適切な助言を得ることで、報酬等の決定に関する透明性および公正性をより向上させるため、指名・報酬等委員会を設置しており、当社の役員報酬は、指名・報酬等委員会での審議、答申を踏まえ、取締役会で決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

4. 報酬構成

報酬構成は以下のとおりです。

●業務執行取締役

業務執行取締役の報酬は「固定報酬」、「役員賞与」および「譲渡制限付株式報酬」で構成しております。

「役員賞与」および「譲渡制限付株式報酬」が標準額であった場合、本制度の改定前後における報酬構成は以下のとおりになります。

		基本報酬	短期インセンティブ	中長期インセンティブ
改定前	支給形式	金銭		株式
	報酬構成割合 ^{※1}	固定報酬 49～56%程度	役員賞与 28～37%程度	譲渡制限付株式報酬 14～16%程度
改定後	報酬構成割合 ^{※1}	固定報酬 49～56%程度	役員賞与 20～22%程度	譲渡制限付株式 22～31%程度
	支給形式	金銭		株式

※1 取締役の職務等に応じて、構成比率は異なります。

※2 上記の図は一定の会社業績および当社株価をもとに算出したイメージであり、会社業績の変動等に応じて上記割合も変動します。

※3 各インセンティブの業績評価指標は下記のとおりです。

短期インセンティブ	中長期インセンティブ
連結営業利益、連結自己資本利益率	連結営業利益、連結自己資本利益率

●監査等委員である取締役

		基本報酬
報酬構成割合 ^{※1}		固定報酬 100%
支給形式		金銭

5. 役員の報酬枠

【固定報酬および役員賞与】

- ・取締役（監査等委員である取締役を除きます。）
年額350百万円以内（本総会に付議）
- ・監査等委員である取締役
年額200百万円以内（2016年6月23日開催の第27回定時株主総会決議によります。）

【譲渡制限付株式報酬】

- ・取締役（監査等委員である取締役を除きます。）
年額450百万円以内、交付する当社株式数年30万株以内（本総会に付議）

以上

(ご参考) 当社の独立役員の独立性判断基準

当社は、「独立役員独立性判断基準」を以下のとおり定め、次に掲げる項目のいずれにも該当しない場合には、当社から十分な独立性を備えているものとみなします。

- ① 当社の大株主（注1）またはその業務執行者
- ② 当社を主要な取引先とする者（注2）またはその業務執行者
- ③ 当社の主要な取引先（注3）またはその業務執行者
- ④ 当社の主要な借入先（注4）またはその業務執行者
- ⑤ 当社またはその子会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注5）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑥ 当社の直近の1事業年度において、1,000万円を超える寄付を当社またはその子会社から受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑦ 当社またはその子会社の業務執行者が、現任の社外取締役または社外監査役として選任されている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- ⑧ 最近3年間において、①から⑦までのいずれかに該当していた者
- ⑨ 次の i) から iii) までのいずれかに掲げる者（ただし、重要でない者を除く。）の近親者（配偶者または二親等内の親族をいう。）
 - i) ①から⑧までに掲げる者
 - ii) 当社の子会社の業務執行者
 - iii) 最近3年間において、ii) または当社の業務執行者に該当していた者

- (注) 1. 「大株主」とは、当社の議決権の10%以上を直接または間接に保有する者をいいます。
2. 「当社を主要な取引先とする者」とは、当社の取引先であって、当該取引先の直近の1事業年度において、取引額につき1億円または当該取引先グループの連結売上高の2%のいずれか高い金額を超える金額の支払いを当社またはその子会社から受けた者をいいます。
3. 「当社の主要な取引先」とは、当社の取引先であって、当社の直近の1事業年度において、取引額につき当社グループの連結売上高の2%を超える金額を当社またはその子会社に支払った者をいいます。
4. 「当社の主要な借入先」とは、当社の借入先であって、当社の直近の事業年度の末日において、当社グループの連結総資産の2%を超える借入額に係る貸付債権を当社またはその子会社に対して有している者をいいます。
5. 「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の合計が当社の直近の3事業年度の平均で年額1,000万円を超えるものをいいます。

事業報告（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当社グループにおける各事業（ストアブランド）のコンセプト等は以下のとおりとなります。

記号説明：「M」＝主に男性向けの商品を、「W」＝主に女性向けの商品を、「M・W」＝男女双方の商品を取り扱っております。

事業内容

■株式会社ユナイテッドアローズ

 UNITED ARROWS	M W	同一店内で「ユナイテッドアローズ」と「ビューティ&ユース ユナイテッドアローズ」を展開。
ユナイテッドアローズ総合店		
 UNITED ARROWS	M W	「豊かさ・上質感」をキーワードに、大人に向けたドレス軸のライフスタイルを提案するセレクトショップ。事業内事業として「ザンブリンハウス (M)」「ディストリクト ユナイテッドアローズ (M)」「ジエアポート ストア ユナイテッドアローズ (M・W)」「アストラット (W)」および「ブラミンク (W)」を展開。
ユナイテッドアローズ		
 BEAUTY & YOUTH UNITED ARROWS	M W	ブランドネームに掲げた「精神的な美」「永続的な若さ」をテーマに、カジュアルからフォーマルまで幅広いアイテムを国内外から取りそろえる。事業内事業として「モンキータイム ビューティ&ユース ユナイテッドアローズ (M)」「スティープン アラン (M・W)」「ロク (W)」および「エイチ ビューティ&ユース (M・W)」を展開。
ビューティ&ユース ユナイテッドアローズ		
Odette e Odile	W	手にした瞬間のときめきや自信をくれるシューズ。バレエ「白鳥の湖」をルーツに持つオデットエ オディールは、フレンチシックにシーズン毎のモダンなテイストをミックスした、洗練された女性のためのシュークローゼット。いろいろなライフシーンを送る今の女性たちが、自分らしさに出会えるブランド。
オデット エ オディール		
	W	際立って上質で洗練された逸品と、それを引き立たせるコーディネートや店舗空間を通して、特別な高揚感を感じていただけるお店。メインとなるオリジナル商品とともに国内外から厳選したデザイナーズブランドを展開し、永く愛着が持てるベーシックなアイテムにモードなアイテムを加えることで、大人の女性ならではの凛としたスタイルを提案。
ドゥロワー		



UNITED ARROWS
green label relaxing

ユナイテッドアローズ
グリーンレーベルリラクシング

M W

「Be Happy ～ココロにいいオシャレな毎日～」をコンセプトに、さまざまなライフスタイルにピッタリとフィットする程よいトレンド感をそなえたショッパ。事業内事業として「ワークトリップ アウトフィッツ グリーンレーベル リラクシング (M・W) 」および「ルロウ グリーンレーベル リラクシング (W) 」を展開。

EMMEL REFINES

エメル リファインズ

W

「Pleasure ～今を楽しみ、変化を楽しむ～」をコンセプトに、変化していく時代やトレンドを恐れなく前向きに楽しみ、今に満足せず常に自分を更新していきたい、自分らしさを表現したい女性に向けたブランド。女性の共感を大切に、時代にフィットした新しいスタイルを提案。



THE STATION STORE
UNITED ARROWS LTD.

ザ ステーション ストア
ユナイテッドアローズ

W

「いまの私にちょうどいい」をキーワードに、ワンピースやバッグ、パンプスなど、働く女性のためのリアルワードローブを取りそろえたお店。オリジナルブランド「closet story」を中心に、毎日の生活やオフィススタイルに必要なアイテムを、程よいトレンド感を加えて提案。



UNITED ARROWS LTD.
OUTLET

ユナイテッドアローズ
アウトレット

M W

当社の展開する多数のストアブランドが一堂に並び、「ユナイテッドアローズ アウトレット」ならではの品ぞろえが魅力。メンズ・ウィメンズの綺麗めアイテムからカジュアルアイテムに至るまで靴、バッグなどの小物類とのトータルコーディネートも可能。

※株式会社ユナイテッドアローズはマーケットに対応した2つの事業本部を有しております。トレンドマーケット（客単価1万円台半ば以上）に向けた第一事業本部には「ユナイテッドアローズ総合店」「ユナイテッドアローズ」「ビューティ&ユース ユナイテッドアローズ」「オデット エ オディール」「ドゥワワー」が、ミッドトレンドマーケット（客単価1万円前後）に向けた第二事業本部には「ユナイテッドアローズ グリーンレーベル リラクシング」「エメル リファインズ」「ザ ステーション ストア ユナイテッドアローズ」が含まれております。

■株式会社フィーゴ



Felisi
BAGS & BELTS

フェリージ

M W

イタリア製革小物ブランド「フェリージ」の日本総代理店として、小売直営店の運営とセレクトショップ、百貨店などへの卸事業を展開。「oggetto unico (ただひとつの存在)」のフィロソフィーのもとに、レトロな温もりとモダンな洗練が共存するバッグや革小物を提案。

■株式会社コーエン

c o e n

コーエン

M W

値頃感がありつつ、ファッション感度の高いマーケットに向けて、メンズ・ウィメンズのカジュアルブランド「コーエン」を展開。「easy & chic style 気軽なおしゃれ」をテーマに、手頃で程よい時代性を取り入れたカジュアルウェアを提案。

■CHROME HEARTS JP合同会社



クロムハーツ

M W

米国クロムハーツ社の「CHROME HEARTS」ブランドの商品のみを取り扱うブランドショップ。レザーアイテムからアパレル、シルバーアイテム、ジュエリーまで幅広く展開。

※台湾聯合艾諾股份有限公司では、「ユナイテッドアローズ総合店」「ユナイテッドアローズグリーンレーベル リラクシング」「ユナイテッドアローズ アウトレット」および「コーエン」を展開しております。

※前連結会計年度末において連結子会社であった株式会社Designsについては、2020年2月1日を効力発生日として当社に吸収合併いたしました。

※2019年12月に中国上海市に連結子会社となる「悠艾（上海）商貿有限公司」を設立いたしました。

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や金融政策によって穏やかな回復傾向が見られ、雇用情勢の着実な改善が進むものの、金融資本市場の変動や米中通商問題の悪化懸念、英国のEU離脱問題、新型コロナウイルスの感染拡大などにより、先行きの不透明感が増えています。衣料品小売業界においても女性の社会進出に伴うビジネス衣料の需要拡大やネット通販上の伸長などが見られた一方、不安定な天候要因や自然災害の発生、消費税増税後の反動などによって消費者マインドが弱含みとなったことに加え、新型コロナウイルスの感染拡大によるインバウンド需要の減少や営業時間の短縮、一部店舗の臨時休業などにより、非常に厳しい状況となりました。

このような状況の下、当社は2020年3月期の単年度経営方針として「新経営理念を軸に中期最終年度の計画必達」を掲げ、当社グループの体質改善、収益改善、成長基盤の確立に向けた様々な取り組みを実施しました。この達成に向け「強い経営基盤の確立」、「実店舗の強みを活かしたECの拡大」、「既存事業のマーケット変化への対応」、「未来の成長に向けた取組の実施」の4つの重点取組課題を定め、推進しました。

1. 強い経営基盤の確立

2019年4月に改定した経営理念の徹底推進に向け、全社員参加の理念研修や社長自ら店舗に巡回して理念への思いを共有する理念セッションを継続的に開催し、経営理念の理解浸透を進めています。同時に人事制度の見直し、柔軟な雇用形態の推進、有給休暇取得推進、残業時間の抑制など、従業員が安心して働ける職場環境を整え、強い経営基盤の確立につなげました。

2. 実店舗の強みを活かしたECの拡大

ネット通販については、自社ネット通販サイトの開発遅延に伴う一時的な運営停止はあったものの、他ショッピングサイトへの在庫配分や適時の販促プロモーションの実施で売上を伸ばしました。実店舗においては主に商品管理などの店舗付帯作業を担当するパートタイム労働者の採用を増やし、正社員が接客販売に注力できる体制を整え、販売力を強化しました。

3. 既存事業のマーケット変化への対応

トレンドマーケットにおいては質の向上による収益率の改善、ミッドトレンドマーケットにおいては売上規模拡大による収益額の向上、ニュートrendマーケットにおいては社内構造改革と店舗の効率運営策の実施による収益額の向上を目指し、様々な取り組みを実施しました。トレンドマーケットでは店舗特性に応じて事業の枠を越えた品ぞろえを行いお客様ニーズに対応したほか、ウィメンズ新ブランドの展開を開始しました。ミッドトレンドマーケットではビジネス衣料やウィメンズ衣料に特化した小型店舗の出店を行いました。

4. 未来の成長に向けた取組の実施

台湾においてユナイテッドアローズ グリーンレーベル リラクシング、コーエンの出店を進め、当連結会計年度にはコーエンを2店舗、ユナイテッドアローズ グリーンレーベル リラクシングを1店舗オープンしました。加えて、将来的な中国市場開拓に向けて、2019年12月には中国現地法人「悠艾（上海）商貿有限公司」を設立しました。

出退店では、第一事業本部：7店舗の出店、10店舗の退店、第二事業本部：7店舗の出店、4店舗の退店、アウトレット：1店舗の出店を実施した結果、当連結会計年度末の小売店舗数は214店舗、アウトレットを含む総店舗数は241店舗となりました。なお連結子会社の株式会社Designs（決算月：1月）については2020年2月に当社に吸収合併しており、ブラミンク店舗は第一事業本部で運営しています。

続いて、主な連結子会社の状況として、株式会社フィーゴは、閉店に伴う売上減や卸売の減等により減収となり、売上総利益率の改善、販管費の抑制等があったものの微減益となりました。出退店では3店舗の出店、7店舗の退店により、当連結会計年度末の店舗数は16店舗となりました。

連結子会社の株式会社コーエン（決算月：1月）は、増収となりましたが、暖冬に伴う秋冬商品の値引き販売の拡大等により減益となりました。出退店では4店舗の出店、5店舗の退店により、当連結会計年度末の店舗数は85店舗となりました。

連結子会社のCHROME HEARTS JP合同会社（決算月：12月）については、新規投入商品が好調に推移したこと等により、増収増益となりました。なお当連結会計年度末の店舗数は10店舗です。

また、連結子会社の台湾聯合艾諾股份有限公司（決算月：1月）の当連結会計年度末の店舗数は3店舗の出店により7店舗となりました。

以上により、グループ全体での新規出店数は27店舗、退店数は26店舗、当連結会計年度末の店舗数は359店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高については、新店出店に伴う増収、ネット通販の伸長等により第3四半期までは増収基調であったものの、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う2月後半からの実店舗売上高の大幅な低下に伴い、通期では前期比0.9%減の157,412百万円となりました。なお、株式会社ユニテッドアローズにおける小売+ネット通販既存店売上高前期比は98.3%となりました。内訳は、小売既存店売上高前期比が暖冬や新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により92.4%となりましたが、ネット通販既存店売上高前期比については新型コロナウイルスの影響等が限定的であったため、116.8%と2桁の伸長となりました。売上総利益は前期比2.2%減の79,983百万円となり、売上総利益率は前期から0.6ポイント低下の50.8%となりました。これは、暖冬に伴う秋冬商品の値引販売の拡大や新型コロナウイルスの影響に伴う売上低下に伴う値引販売の増加などによるものです。販売費及び一般管理費は、前期比0.7%増の71,224百万円、販売費及び一般管理費率は前期から0.8ポイント増の45.2%となりました。これは、売上の低下に伴う変動費の減や固定費の抑制等による減があったものの、主にネット通販に向けた広告宣伝費の増等があったためです。

以上により、当連結会計年度の営業利益は8,758百万円（前期比20.8%減）、経常利益は8,803百万円（前期比22.2%減）となりました。また、自社ECの開発に関わる無形固定資産（ソフトウェア）や営業店舗の一部について計2,509百万円の減損損失を特別損失に計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は3,522百万円（前期比45.1%減）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、2,292百万円であり、その主なものは、新規出店および既存店舗の改装投資、ならびにソフトウェアへの投資によるものであります。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

		第28期 (2017年3月期)	第29期 (2018年3月期)	第30期 (2019年3月期)	第31期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高	(百万円)	145,535	154,409	158,918	157,412
経常利益	(百万円)	9,420	10,775	11,312	8,803
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	5,191	5,247	6,417	3,522
1株当たり当期純利益	(円)	174.57	185.08	226.20	124.15
総資産	(百万円)	67,799	67,107	70,738	70,007
純資産	(百万円)	30,980	34,690	39,578	42,072
1株当たり純資産	(円)	1,081.49	1,186.01	1,333.16	1,362.01

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の所有割合 又は所有割合	主要な事業内容
株式会社フィーゴ	40百万円	100.0%	イタリア製の鞆等の輸入、卸売および販売
株式会社コーエン	100百万円	100.0%	衣料品および身の回り品の小売
台湾聯合艾諾股份有限公司	60百万新台幣ドル	100.0%	衣料品および身の回り品の小売
CHROME HEARTS JP合同会社	100百万円	51.0%	CHROME HEARTSブランドの銀製装飾品および皮革製ウェアの小売

(注) 1. CHROME HEARTS JP合同会社については、議決権の所有割合の欄には資本金に対する出資割合を記載しています。

2. 前連結会計年度末において連結子会社であった株式会社Designsについては、2020年2月1日を効力発生日として当社に吸収合併いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社では、2020年5月に2023年3月期を最終年度とする中期経営計画を公表しました。

中期経営計画は基本方針として「Change and Challenge ～100年企業に向けた変革と挑戦で持続的成長と価値創造の実現を目指す～」を掲げ、事業戦略、機能戦略の2つの大きな戦略項目を設定しています。事業戦略においては、「持続的な成長基盤の強化と顧客創造」をテーマに①既存事業の安定成長継続、②新規事業創出の挑戦の2つの戦略課題を推進します。機能戦略においては、「時代対応した仕組み化と生産性向上」をテーマに、①OMO(※)推進、②業務改革、③人事改革、④経営基盤改革の4つの戦略課題を推進します。

なお、中期経営計画期間中の2021年1月からCHROME HEARTS JP 合同会社が当社の連結子会社でなくなるにより、連結売上高、営業利益、経常利益等にマイナスインパクトが発生しますが、上記戦略の推進により、中期経営計画最終年度（2023年3月期）の連結営業利益90億円～100億円、同じく中期最終年度のROE12%～14%を目指します。また、中期期間中の配当性向は35%以上を目指します。

(※) OMO：Online Merges with Offline の略。オンラインとオフラインの融合を指す。

また昨今、持続可能な社会の実現に向け、環境、社会、ガバナンスを重視した企業経営の重要性がますます高まっています。「5つの価値創造」を基本に、サステナビリティ課題への取り組みを主体的に進めるため、2020年5月に「サプライチェーン」「資源」「コミュニティ」「人材」「ガバナンス」の5つのテーマを設定しました。当社では、この5つのテーマの推進により、事業を通じた社会課題の解決や社会貢献に向けた活動を積極的に行ってまいります。

また、当社は上記の中期経営計画初年度に当たる2021年3月期のグループ経営方針として「持続可能な収益体質の確立と次なる成長に向けた新たな価値の創出」を掲げ、当社グループの収益改善と持続的成長に向けた様々な取り組みを実施します。この達成に向け、事業戦略と機能戦略の2つの戦略とESGの目標に基づき活動します。

事業戦略は、既存事業の安定成長継続と新規事業創出の挑戦の2軸で進めます。既存事業については実店舗とネット通販双方の成長を目指しながら、収益力を上げていく方針です。新規事業についてはユニテッドアローズ、ビューティ&ユース ユニテッドアローズ、ユニテッドアローズ グリーンレーベル リラクシング、コーエンに続く、第5の大型事業の開発に着手します。衣料品以外のドメインについても調査を行い、新規事業開拓につなげます。

機能戦略は、OMO推進、業務改革、人事改革、経営基盤改革の4軸で構成されています。OMO推進については自社ネット通販サイトの自社運営化に向けた開発を進め、オムニチャネル購買体験の拡充を目指します。業務改革については業務プロセスの標準化、業務コミュニケーションの改革を行い、コスト構造の改善を進めます。人事改革については優秀な人材の確保と人員育成の仕組み作りを行います。経営基盤改革については、ガバナンスの強化、不採算事業や店舗の見直し、生産性の向上に向けた環境設備を進め、強い経営基盤の確立を目指します。

ESG目標については、サプライチェーンにおける人権と労働環境の尊重、環境配慮素材の利用推進、生物多様性・動物福祉に配慮した原材料調達、事業活動による廃棄物の削減の4つの課題を設定しています。それぞれの項目について、当社の成長を維持しつつ、社会全体の持続性に寄与できるよう、様々な取り組みを進めます。

なお、2021年3月期の業績予想については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国内の外出自粛による消費マインドの低下や、商業施設の営業時間短縮、臨時休業などによる売上への影響を合理的に算定することが困難と判断し、未定としております。今後、業績予想の算定が可能となった段階で、速やかに公表いたします。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは、紳士服・婦人服などの衣料品ならびに関連商品の企画、仕入および販売を行っております。
なお、商品別の売上高および売上高構成比は次のとおりであります。

商品別	第31期（当連結会計年度） 2020年3月期		（参考）第30期 2019年3月期	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
メンズ	40,801	25.9	41,585	26.2
ウィメンズ	66,391	42.2	66,914	42.1
シルバー&レザー	11,752	7.5	11,395	7.2
雑貨等	2,528	1.6	2,770	1.7
その他	35,938	22.8	36,253	22.8
合計	157,412	100.0	158,918	100.0

(注) 1. シルバー&レザーとは、「CHROME HEARTS」ブランドの銀製装飾品および皮革製ウェアであり、CHROME HEARTS JP合同会社の売上高を表記しております。

2. 数量については、商品内容が多岐にわたり、その表示が困難なため記載を省略しております。

3. 「その他」には、アウトレット、催事販売および連結子会社である株式会社フィーゴ、株式会社コーエン、台湾聯合艾諾股份有限公司等の売上高が含まれております。

(6) 主要な事業所および店舗（2020年3月31日現在）

①本社 東京都渋谷区神宮前三丁目28番1号

②本部オフィス 東京都港区赤坂八丁目1番19号

③店舗

(単位：店)

	期末店舗数		
	第31期 2020年3月期	第30期 2019年3月期	増減
当社グループ計	359	358	1
株式会社ユニテッドアローズ	241	237	4
第一事業本部	113	113	0
第二事業本部	101	98	3
アウトレット	27	26	1
株式会社フィーゴ	16	20	▲4
株式会社コーエン	85	86	▲1
台湾聯合艾諾股份有限公司	7	4	3
株式会社Designs	0	1	▲1
CHROME HEARTS JP合同会社	10	10	0

- (注) 1. 株式会社ユニテッドアローズ 第一事業本部の第31期末店舗数には、ユニテッドアローズ総合店 (12店舗)、ユニテッドアローズ (25店舗)、ザソプリンハウス (1店舗)、ディストリクト ユニテッドアローズ (1店舗)、ジエアポート ストア ユニテッドアローズ (2店舗)、アストラット (1店舗)、プラミンク (3店舗)、ビューティ&ユース ユニテッドアローズ (38店舗)、モンキータイム ビューティ&ユース ユニテッドアローズ (3店舗)、スティープン アラン (2店舗)、ロク (3店舗)、エイチ ビューティ&ユース (1店舗)、オデット エ オディール (13店舗)、ドゥロワー (8店舗) が含まれております。
2. 株式会社ユニテッドアローズ 第二事業本部の第31期末店舗数には、ユニテッドアローズ グリーンレーベル リラクシング (75店舗)、ワークトリップ アウトフィッツ グリーンレーベル リラクシング (5店舗)、ルロウ グリーンレーベル リラクシング (8店舗)、エメル リファインズ (8店舗)、ザ ステーション ストア ユニテッドアローズ (5店舗) が含まれております。
3. 株式会社フィーゴの第31期末店舗数には、フェリージ (14店舗)、フェリージ アウトレット (2店舗) が含まれております。
4. 株式会社コーエンの第31期末店舗数には、コーエン (82店舗)、アウトレット (3店舗) が含まれております。
5. 台湾聯合艾諾股份有限公司の第31期末店舗数には、ユニテッドアローズ総合店 (3店舗)、グリーンレーベルリラクシング (1店舗)、ユニテッドアローズ アウトレット (1店舗)、コーエン (2店舗) が含まれております。

(7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,848名 (820) 名	243名増 (89) 名増

- (注) 1. 当社グループは紳士服・婦人服等の衣料品ならびに関連商品の企画・販売を行っている単一セグメント・単一事業部門であるため、グループ全体での従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業員数であり、短時間勤務従業員を534名含んでおります。短時間勤務従業員とは、育児や本人の身体上の理由等により就業規則に定める勤務時間での就業が困難な者に対し、勤務時間等を個別に取り決めた従業員をいいます。また、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,182名 (470) 名	258名増 (59) 名増	32歳	7.3年

- (注) 従業員数は就業員数であり、短時間勤務従業員を495名含んでおります。短時間勤務従業員とは、育児や本人の身体上の理由等により就業規則に定める勤務時間での就業が困難な者に対し、勤務時間等を個別に取り決めた従業員をいいます。また、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

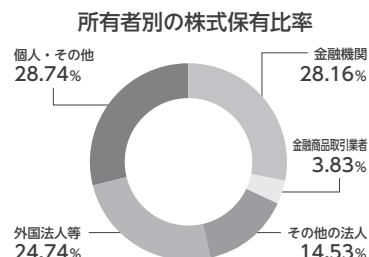
借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,500百万円
株式会社りそな銀行	1,500
株式会社三菱UFJ銀行	950
株式会社みずほ銀行	550

- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 190,800,000株
- ②発行済株式の総数 30,213,676株
- ③株主数 15,361名
- ④大株主（上位10名）



株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
重松 理	2,488,400	8.76
株式会社イー・ディー・エス	2,000,000	7.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,967,100	6.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,762,600	6.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,117,200	3.93
栗野 宏文	713,200	2.51
株式会社麟蔵	648,400	2.28
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00 常任代理人香港上海銀行東京支店	534,600	1.88
GOVERNMENT OF NORWAY 常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店	513,100	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	511,200	1.80

- (注) 1. 持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社の保有する自己株式1,838,346株は上記の表中には含めておりません。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状態

①取締役の状態 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	竹田 光 広	社長執行役員 株式会社フィーゴ 代表取締役 会長 CHROME HEARTS JP合同会社 職務執行者
取締役	藤澤 光 徳	専務執行役員 海外事業 担当 株式会社コーエン 代表取締役 社長 台湾聯合艾諾股份有限公司 董事長
取締役	小泉 正 己	専務執行役員 財務・IR・コンプライアンス 担当
取締役	東 浩 之	常務執行役員 戦略・人事 担当 悠艾（上海）商貿有限公司 董事長
取締役	松崎 善 則	常務執行役員 第一事業本部 本部長
取締役	木村 竜 哉	常務執行役員 第二事業本部 本部長
取締役 常勤監査等委員 (社外)	酒井 由香里	株式会社ビューティ花壇 社外監査役 株式会社ユーザベース 社外取締役 (監査等委員)
取締役 監査等委員 (社外)	石綿 学	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 ゼビオホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社デジタルハーツホールディングス 社外取締役 東京大学大学院 法学政治学研究科 客員教授
取締役 監査等委員 (社外)	西川 英 彦	法政大学経営学部 教授 兼 大学院 経営学研究科 教授 株式会社碩学舎 代表取締役 日本マーケティング学会 副会長 株式会社 島忠 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 酒井由香里氏、石綿学氏および西川英彦氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役 (監査等委員) 酒井由香里氏は、金融機関等での業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために取締役 (監査等委員) 酒井由香里氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 4. 当社は、取締役 (監査等委員) 酒井由香里氏および西川英彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当事業年度末日後の異動は、次のとおりであります。

・当社における地位および担当ならびに子会社における重要な兼職の状況（2020年4月30日付）

氏名	変更後	変更前
竹田 光 広	社長執行役員 株式会社コーエン 代表取締役 会長 株式会社フィーゴ 代表取締役 会長 CHROME HEARTS JP合同会社 職務執行者	社長執行役員 株式会社フィーゴ 代表取締役 会長 CHROME HEARTS JP合同会社 職務執行者
藤澤 光 徳	専務執行役員 海外事業 担当 株式会社コーエン 代表取締役 社長	専務執行役員 海外事業 担当 株式会社コーエン 代表取締役 社長 台湾聯合艾諾股份有限公司 董事長
東 浩 之	常務執行役員 戦略・人事 担当 悠艾（上海）商貿有限公司 董事長 台湾聯合艾諾股份有限公司 董事長	常務執行役員 戦略・人事 担当 悠艾（上海）商貿有限公司 董事長

②事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

③責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

④取締役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	6名	204百万円
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	3 (3)	30 (30)
合計	9	235

- (注) 1. 2017年6月22日開催の第28回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）と株主の皆様との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されています。具体的には、当該譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給するため、2017年6月22日開催の第28回定時株主総会において決議された報酬総額400百万円とは別に、総額を300百万円以内とする旨決議いただいております。報酬等の額に含まれている譲渡制限付株式報酬の金額は45百万円であり、当事業年度の費用計上額となっております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第28回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）について年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、2016年6月23日開催の第27回定時株主総会において、取締役（監査等委員）について年額200百万円以内と決議いただいております。

⑤社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（常勤監査等委員）酒井由香里氏は、株式会社ビューティ花壇の社外監査役および株式会社ユーザベースの社外取締役（監査等委員）であります。また、同氏は、2019年10月23日までティライフ株式会社の社外取締役（監査等委員）でありました。当社は各兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）石綿学氏は、森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士、ゼビオホールディングス株式会社の社外取締役、株式会社デジタルハーツホールディングスの社外取締役および東京大学大学院法学政治学研究科客員教授であります。当社は各兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）西川英彦氏は、法政大学経営学部兼大学院経営学研究科教授、株式会社碩学舎の代表取締役、日本マーケティング学会の副会長および株式会社島忠の社外取締役（監査等委員）であります。当社は各兼職先との間に特別な関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況および発言状況
取締役 常勤監査等委員	酒井 由香里	<p>【取締役 常勤監査等委員】 当事業年度に開催した取締役会18回のうち全てに出席し、また監査等委員会14回のうち全てに出席し、財務・会計を含む金融関連知識およびダイバーシティの観点から発言を行っております。</p> <p>【指名・報酬等委員会 委員長】 当事業年度に開催された指名・報酬等委員会4回のうち全てに出席し、委員長として審議に必要な発言を行っております。</p>
取締役 監査等委員	石綿 学	<p>【取締役 監査等委員】 当事業年度に開催した取締役会18回のうち全てに出席し、また監査等委員会14回のうち全てに出席し、主に弁護士としての専門的な見地から発言を行っております。</p> <p>【指名・報酬等委員会 委員】 当事業年度に開催された指名・報酬等委員会4回のうち全てに出席し、コーポレートガバナンスやコンプライアンスの見地から必要な発言を行っております。</p>
取締役 監査等委員	西川 英彦	<p>【取締役 監査等委員】 当事業年度に開催した取締役会18回のうち全てに出席し、また監査等委員会14回のうち全てに出席し、ファッション業界および小売業界での豊富な経験や大学教授としての専門的な見地から発言を行っております。</p> <p>【指名・報酬等委員会 委員】 当事業年度に開催された指名・報酬等委員会4回のうち全てに出席し、経営学やマーケティングの知見を活かした発言を行っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況の詳細および報酬見積りの算定根拠について必要な確認を行い、審議を行った結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

③非監査業務の内容

当社は、監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明以外に、社内プロジェクトに関するアドバイザリー契約を締結し、助言・指導業務を委託しております。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初の株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行状況等から、その適格性や独立性に問題があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、監査等委員会の当該決定に基づきこれを株主総会に提出いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. コンプライアンス体制

- ① コンプライアンス上疑義のある行為が発生・発覚した場合には、取締役及び従業員が、「内部通報規程」に則り、外部機関に匿名で通報できる「内部通報制度」を設け、どんなに小さな不正や不祥事をも見逃さない企業風土を醸成することとする。また、会社は通報内容を秘匿扱いとし、通報者に対して不利な扱いを行わないこととする。
- ② 職務執行にあたっては、「業務分掌規程」や「職務権限規程」により各部署、各職責ごとの職務範囲や決裁権限を明確にし、適正な牽制、報告が機能する体制とする。

- ③ 社長直轄の「内部監査室」が定期的に各店舗・各部署の内部監査を実施し、法令、定款への適合状況及び社内規程に基づく職務執行状況について確認を行うこととする。
2. 情報の保存及び管理体制
- ① 職務執行にかかる情報については「文書管理規程」に基づき、情報種別に応じた保存期間を定め管理することとする。また、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。
- ② システム内に保存されている文書についても、情報システムに関する社内ルール、ガイドラインに基づいて閲覧権限を設定し、経営上の重要情報の保存、管理を徹底することとする。
3. リスクマネジメント体制
- ① 当社を取り巻く各種リスク要因については「内部統制基本規程」及び「危機管理規程」に基づいて管理体制を構築することとする。
- ② 業務上重要なリスクに関しては「内部統制委員会」にて規程やマニュアル、ガイドライン等の設定を検討するとともに、危機発生時には「対策本部」を立ち上げ、情報を集中管理のうえ対応を行うこととする。
- ③ 当社を取り巻く環境変化に伴い、各部において常にリスク要因の見直しを行うとともに、規程や各種マニュアル整備を継続し、リスクの未然防止と危機発生時の適切な対応の両面からの体制整備を行うこととする。
4. 効率的な職務執行体制
- ① 取締役としての職務執行上の意思決定は、法令及び「取締役会規則」、「職務権限規程」等に則り行われることとする。
- ② 定時取締役会は月1回開催することとし、決議事項の審議と業務の執行状況や業績について報告を受けることとする。また、必要に応じて臨時取締役会を開催するとともに、取締役間で随時打ち合わせを行うこととする。また、原則毎週開催される「経営会議」にて社内取締役が重要事項の討議や決議を行う体制を確立し、十分な議論の場の確保と経営スピードの向上の両立を図る。
- ③ 執行役員制度を導入することにより、業務の迅速な執行を図るとともに、取締役会における意思決定と監督機能を強化している。
5. グループマネジメント体制
- ① 子会社については、各社の自主的な運営を重んじつつ「関係会社管理規程」に基づいて子会社管理の基本方針や体制を定め、この規程に沿って、業務上の重要事項についての必要な決裁や報告制度等の管理体制を整備している。また、状況に応じて当社より子会社へ取締役及び監査役を派遣することで、業務の適正化を図るとともに、各子会社における取締役会での報告等を通じて営業面の現況を把握する体制を整備することで業務の効率化を図っている。
- ② 当社では、子会社の管理面（規程や職務権限等）や、コンプライアンス、リスクマネジメントの体制整備については、各関係部門が連携して必要に応じて指導、支援を行うと同時に、内部通報制度等の仕組みを子会社へも展開することで、当社グループとしての内部統制システムの整備を図るものとする。
- ③ 当社の「内部監査室」が子会社に対しても内部監査を実施することにより、法令、定款への適合状況や社内規程に基づく職務執行状況について確認を行うこととする。

- ④ 財務報告に係る内部統制は、子会社も含めた必要な体制構築を継続的に行うことで、財務報告の信頼性、ひいては社会的信頼性を確保、向上し続けるものとする。
6. 監査等委員会の監査体制
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき兼任の使用人を置いており、この使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するためにその任命、異動、評価、懲戒等については監査等委員会と協議の上決定することとする。
 - ② 上記使用人への監査等委員会の指示の実効性を確保するために、その使用人への必要な調査権限の付与や各部署の協力体制等を確保することとする。
 - ③ 当社グループの取締役及び従業員は、当社グループに著しい損害を与える、あるいは与えるおそれのある重要な事項について当社の監査等委員会又は監査等委員に速やかに報告する。
 - ④ 内部監査や内部統制委員会等で識別されたリスク等は、当社の監査等委員会へ定期的に報告される体制とする。
 - ⑤ 当社の監査等委員会又は監査等委員に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として降格や減給等の不利な扱いを受けないことを確保する体制とし、その旨を周知徹底する。
 - ⑥ 当社の監査等委員会又は監査等委員は、当社グループの取締役会等の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、各社の取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて各社の取締役及び従業員に説明を求めたり、必要な書類の閲覧を行ったりすることができる。
 - ⑦ 当社の監査等委員会は、会計監査人、弁護士その他の外部アドバイザーを適宜活用できる。
 - ⑧ 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときには、その費用等が職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、これに応じる。
7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び反社会的勢力排除に向けた整備状況
- ① 当社グループでは市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然たる態度を貫き、一切の関係を遮断することを基本方針とする。
 - ② 当社は「総務法務部」を対応部署とし、顧問弁護士や警察及び公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター等の外部機関ならびに各地区の防犯顧問と連携して、反社会的勢力排除のための社内体制の整備と情報収集を行うものとする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づく、当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。なお、業務の適正を確保するための体制については、運用状況を定期的に確認した上で、必要に応じて見直しを行っております。

1. リスク管理およびコンプライアンスに関する体制の運用状況

- ① 当事業年度は定例の「内部統制委員会」を2回開催し、活動内容は監査等委員会にも報告・共有されました。
- ② 内部通報制度の周知を図るべく、当該制度の概要に関する社内メールでの発信や全店舗の従業員専用スペースに通報先を記載したポスターを掲示する等の施策を実施いたしました。なお、内部通報制度は適切に運用されました。

- ③ 「コンプライアンスマニュアル」をより広く浸透させるべく、重要な項目を平易に解説した同マニュアルの抜粋版を作成し、コンプライアンス研修等に活用しました。
 - ④ 各階層向けの社内研修にコンプライアンスの講義を組み込むことで周知の幅を広げました。また、全社的な取り組みとして11月を「コンプライアンス月間」と銘打ち、コンプライアンスに関する研修、セミナーに加え、Eラーニング等の啓蒙活動を集中的に実施いたしました。
 - ⑤ 「危機管理規程」に基づき、台風19号等、頻発する自然災害における被害状況を迅速に把握するとともに被災店舗の早期復旧を図りました。また、同規程に基づき、新型コロナウイルスの対策本部を設立し、各種の対応にあたっています。
2. 職務執行の適正および効率性の確保に関する体制の運用状況
- ① 当事業年度においては、取締役会を18回（うち定時取締役会12回、臨時取締役会6回）開催いたしました。中期経営計画や単年度経営方針に基づいた活発な意見交換が行われ、適切な意思決定と監督機能の実効性が確保されています。
 - ② 取締役会の実効性につき評価を行い、その結果に基づき、取締役会の運営の改善に努めました。
3. 当社グループの管理体制の運用状況
- ① 「関係会社管理規程」に基づき、当社と子会社の管理担当者との会議を適宜開催する等、情報共有を図ることで、グループとしての業務の適正と効率的な運営に繋がりました。
 - ② 子会社の規程類を随時見直し、グループとしての統一運用を図るべき部分については改定を実施いたしました。また、法改正等への対応についてはグループ全体で漏れなく規程改定が行われるよう、関係各部にて連携しつつ対応を行いました。
 - ③ 当社「内部監査室」が子会社に対して継続して内部監査を実施し、モニタリング体制をより強化いたしました。
 - ④ 子会社の事業規模に応じ、各社にて当社に準じた内部統制システムに関する議論を深化させ、リスクマネジメントの体制強化を図りました。なお、リスク評価活動については、範囲とその方法を見直し、来期に実施を再開する予定です。
4. 監査等委員会の監査体制の運用状況
- ① 当事業年度においては、監査等委員会を14回（うち定時監査等委員会12回、臨時監査等委員会2回）開催いたしました。
 - ② 内部通報制度等により把握された当社グループのコンプライアンス上疑義のある行為や、「内部統制委員会」等で識別されたリスクについては、監査等委員会に対して適宜報告されています。
 - ③ 「三様監査体制」に基づき各種情報交換等を進めてまいりました。
5. 反社会的勢力排除に向けた体制の運用状況
- ① 新規契約先に対しては、反社会的勢力に該当しない旨の宣誓を取得するよう努める他、契約後においても必要に応じて調査を実施いたしました。
 - ② 外部機関等を通じ、反社会的勢力排除に向けた情報収集および相談体制の更なる強化を図りました。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	45,997
現金及び預金	6,002
受取手形及び売掛金	193
商品	27,293
貯蔵品	655
未収入金	11,159
その他	695
貸倒引当金	△3
固定資産	24,009
有形固定資産	9,065
建物及び構築物	6,739
機械及び装置	774
土地	569
建設仮勘定	109
その他	872
無形固定資産	2,838
その他	2,838
投資その他の資産	12,105
差入保証金	8,216
繰延税金資産	2,622
その他	1,289
貸倒引当金	△22
資産合計	70,007

科目	金額
負債の部	
流動負債	23,658
支払手形及び買掛金	10,814
短期借入金	4,600
未払金	4,001
未払法人税等	174
賞与引当金	1,221
役員賞与引当金	9
資産除去債務	164
その他	2,672
固定負債	4,275
繰延税金負債	3
資産除去債務	4,257
その他	15
負債合計	27,934
純資産の部	
株主資本	38,634
資本金	3,030
資本剰余金	4,435
利益剰余金	37,003
自己株式	△5,833
その他の包括利益累計額	12
繰延ヘッジ損益	2
為替換算調整勘定	10
非支配株主持分	3,425
純資産合計	42,072
負債純資産合計	70,007

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
売上高	157,412
売上原価	77,429
売上総利益	79,983
販売費及び一般管理費	71,224
営業利益	8,758
営業外収益	329
受取利息	0
為替差益	50
受取賃貸料	24
仕入割引	63
受取手数料	31
保険配当金	35
その他	123
営業外費用	285
支払利息	18
賃貸費用	25
持分法による投資損失	151
その他	89
経常利益	8,803
特別損失	2,582
固定資産除却損	50
減損損失	2,509
その他	21
税金等調整前当期純利益	6,221
法人税、住民税及び事業税	2,163
法人税等調整額	△121
当期純利益	4,179
非支配株主に帰属する当期純利益	656
親会社株主に帰属する当期純利益	3,522

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日 残高	3,030	4,278	36,335	△5,833	37,810
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,326		△2,326
親会社株主に帰属する当期純利益			3,522		3,522
自己株式の取得				△0	△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		156	△528		△371
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	156	667	△0	824
2020年3月31日 残高	3,030	4,435	37,003	△5,833	38,634

項目	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定		
2019年4月1日 残高	△8	27	1,749	39,578
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△2,326
親会社株主に帰属する当期純利益				3,522
自己株式の取得				△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				△371
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	11	△17	1,676	1,670
連結会計年度中の変動額合計	11	△17	1,676	2,494
2020年3月31日 残高	2	10	3,425	42,072

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	32,657
現金及び預金	2,105
商品	21,256
貯蔵品	648
前渡金	58
前払費用	450
未収入金	8,033
その他	163
貸倒引当金	△59
固定資産	27,335
有形固定資産	7,736
建物及び構築物	5,586
機械及び装置	774
工具、器具及び備品	702
土地	569
建設仮勘定	102
無形固定資産	1,476
ソフトウェア	688
その他	787
投資その他の資産	18,123
関係会社株式	2,200
関係会社出資金	4,797
関係会社長期貸付金	1,394
長期前払費用	1,230
繰延税金資産	2,517
差入保証金	6,969
その他	22
貸倒引当金	△1,008
資産合計	59,993

科目	金額
負債の部	
流動負債	18,183
買掛金	8,698
短期借入金	2,700
未払金	3,409
未払費用	52
前受金	16
預り金	240
前受収益	61
賞与引当金	1,072
資産除去債務	149
その他	1,783
固定負債	3,555
資産除去債務	3,547
その他	7
負債合計	21,739
純資産の部	
株主資本	38,254
資本金	3,030
資本剰余金	4,115
資本準備金	4,095
その他資本剰余金	20
利益剰余金	36,942
利益準備金	31
その他利益剰余金	36,911
自己株式	△5,833
純資産合計	38,254
負債純資産合計	59,993

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	129,402
売上原価	64,505
売上総利益	64,896
販売費及び一般管理費	59,486
営業利益	5,410
営業外収益	1,557
受取利息	6
受取配当金	1,122
為替差益	54
受取賃貸料	18
仕入割引	63
受取手数料	31
保険配当金	35
その他	225
営業外費用	345
支払利息	13
賃貸費用	17
関係会社貸倒引当金繰入額	261
その他	54
経常利益	6,622
特別利益	793
抱合せ株式消滅差益	665
関係会社出資金売却益	128
特別損失	3,161
固定資産除却損	48
減損損失	2,190
関係会社株式評価損	102
関係会社債権放棄損	764
その他	55
税引前当期純利益	4,254
法人税、住民税及び事業税	1,031
法人税等調整額	△101
当期純利益	3,324

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		
2019年4月1日 残高	3,030	4,095	20	31	35,913	△5,833	37,256
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△2,326		△2,326
当期純利益					3,324		3,324
自己株式の取得						△0	△0
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	997	△0	997
2020年3月31日 残高	3,030	4,095	20	31	36,911	△5,833	38,254

項目	純資産合計
2019年4月1日 残高	37,256
事業年度中の変動額	
剰余金の配当	△2,326
当期純利益	3,324
自己株式の取得	△0
事業年度中の変動額合計	997
2020年3月31日 残高	38,254

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社 ユナイテッドアローズ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中塚 亨[Ⓔ]
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大辻 隼人[Ⓔ]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユニテッドアローズの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニテッドアローズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社 ユナイテッドアローズ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中塚 亨 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大辻 隼人 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユナイテッドアローズの2019年4月1日から2020年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

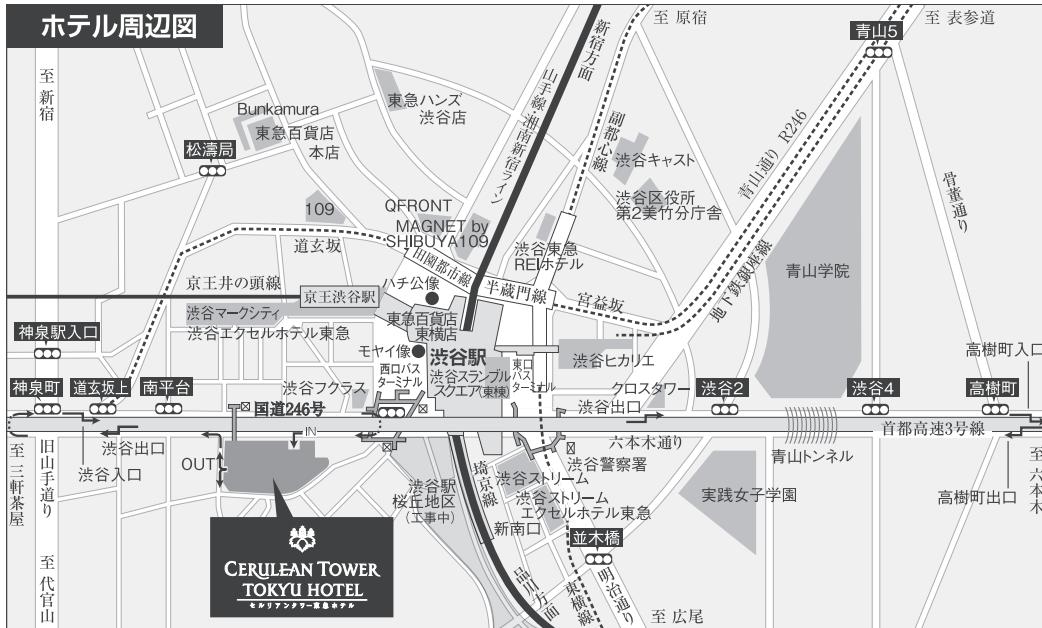
株式会社ユニテッドアローズ監査等委員会

常勤監査等委員 (社外取締役) 酒井由香里 ㊞
 監査等委員 (社外取締役) 石綿 学 ㊞
 監査等委員 (社外取締役) 西川英彦 ㊞

以上

第31回定時株主総会会場案内図

会場 セルリアンタワー東急ホテル
 地下2階 ボールルーム
 東京都渋谷区桜丘町26番1号
 電話 (03) 3476-3000



- 電車：東急東横線・田園都市線、京王井の頭線、J R山手線・埼京線
 地下鉄銀座線・半蔵門線・副都心線の渋谷駅より徒歩5分
- ※ 駐車場の数に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

<懇親会中止のご案内>

株主の皆様にご参集いただける折角の機会ではございますが、例年開催しておりました株主総会終了後の懇親会は、今般の新型コロナウイルスの影響など、諸般の事情を鑑み、今回中止させていただくことといたしました。予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

